

訓子府町いじめ防止基本方針

平成26年12月

訓子府町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 基本的な考え方	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	1
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
1) いじめの防止	1
2) いじめの早期発見	2
3) いじめへの対処	2
4) 地域や家庭との連携について	2
5) 関係機関との連携について	2
II いじめ防止等のために町及び教育委員会が実施する施策	2
1 いじめ防止基本方針の策定	2
2 いじめ問題対策連絡協議会の設置	2
3 重大事態の再調査を行う町長の付属機関等	3
4 町及び町教育委員会が実施する施策	3
5 教育委員会が実施する施策	3
III いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	4
1 学校のいじめ防止基本方針策定	4
2 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置	4
3 いじめ防止等に関する措置	5
1) 未然防止	5
2) 早期発見	5
3) 早期解消に向けた取組	5
4) インターネットを通して行われるいじめへの対応	5
4 関係機関等との連携	5
1) 保護者	5
2) 地域	5
3) 関係機関	5
4) 学校以外の団体等	6
5) その他	6
5 教職員研修の充実	6
IV 重大事態への対処	6
1 訓子府町教育委員会又は学校による調査	6
1) 重大事態の発生と調査	6
i) 重大事態の意味について	6
ii) 重大事態の報告	6
iii) 調査の趣旨及び調査主体について	7
iv) 調査を行うための組織について	7
v) 事実関係を明確にするための調査の実施	7
vi) その他留意事項	8
2) 調査結果の提供及び報告	9
2 調査結果の報告を受けた訓子府町長による再調査及び措置	9
1) 再調査	9
2) 再調査の結果を踏まえた措置等	9

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

このようなことから、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、共通認識の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「訓子府町いじめ防止基本方針」を策定します。

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはどの学校においても、またどの児童生徒にも起こりうるものであることから、すべての児童生徒に関する問題であることを踏まえ、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなることを目指して取り組みを進めていかなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解できるようにしなければならない。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは決して許されない」という姿勢で日頃からの見守りにより、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。

いじめ防止等の対策は、町、学校、地域そして家庭が、それぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、社会全体で児童生徒を見守ることが重要である。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）をいう。

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1) いじめの防止

いじめ問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が

一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの問題への取組の重要性について訓子府町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、児童相談所など、学校以外の相談窓口についても周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

II いじめ防止等のために町及び教育委員会が実施する施策

1 いじめ防止基本方針の策定

法第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び道のいじめ防止基本方針を参考に、「訓子府町いじめ防止基本方針」(以下「町の基本方針」という。)を策定し、町ホームページ等で公表するとともに、定期的に点検、見直しを行うこととする。

2 いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」の設置について、訓子府町では、学校関係者、警察、民生児童福祉委員、児童相談所等で構成する条例

に基づかない既存組織である「訓子府町要保護児童対策地域協議会」をもってこれに充て、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

3 重大事態の再調査を行う町長の付属機関等

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、その事案の対処のために必要であると判断したときは、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者による付属機関等を設けて調査等を行うなどの方法により、調査の結果について、適切に調査(再調査)を行うものとする。

4 町及び町教育委員会が実施する施策

- ・いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する
- ・いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する
- ・保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行なうことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う
- ・いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる
- ・児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する
- ・いじめの防止及び早期発見の方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める
- ・いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を実施する
- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であつても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行なうことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する
- ・学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る
- ・学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する
- ・法に基づき重大事態に対処する

5 教育委員会が実施する施策

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実する

- ・いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる
- ・いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる
- ・当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員が、生涯学習アドバイザーによるいじめを含めた相対的な相談を行うことができる体制を整備する
- ・当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる
- ・当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する
- ・いじめの事案に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる

III いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校のいじめ防止基本方針策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、「北海道いじめ防止基本方針」又は「町の基本方針」を参照し、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載するものとする。

より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを常に点検し、必要に応じて見直すこととし、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「生徒指導部会」など既存の組織を活用し、いじめの防止等の対策のための中核となる常設の組織を設置するものとし、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に努めるものとする。

その組織は以下の役割を担う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の編成・実施・検証・改善
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ・重大事態が起きた場合、教育委員会等との連絡調整及び収束に向けた速やかな対応

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 いじめ防止等に関する措置

1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにさらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても見過ごすことなく、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4) インターネットを通して行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や警察等の協力を求める。

4 関係機関等との連携

1) 保護者

学校は、児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

2) 地域

学校は、校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、

直ちに警察に通報する。

4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者と児童生徒が在籍する学校が連携して対応する。

5) その他

いじめに関する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校が連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

実践的研修や事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法について共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識・共通理解を図る。併せて、同種のいじめ再発を防止する。

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行ない、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

IV 重大事態への対処

1 訓子府町教育委員会又は学校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1) 重大事態の発生と調査

i) 重大事態の意味について

重大な事態については、法第28条1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかるらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ii) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告する。

iii) 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合を考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、町長等による調査を実施する。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、連携して適切に役割分担を図ることとする。

iv) 調査を行うための組織について

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者による組織を設ける。

学校における調査において、町教育委員会が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。なお、設置が困難な学校も想定されることを踏まえ、町教育委員会においては、職能団体や学会等の協力を得られる体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るために、第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

v) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、十分な聴き取りとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先に対応する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。また、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、町教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、たとえば、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取りなど調査に着手する。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止

策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、町教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- ・詳しい調査を行うに当たり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する
- ・学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある

vi) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

2) 調査結果の提供及び報告

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになつた事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

調査結果については、町教育委員会より町長に報告する。

結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

1) 再調査

上記 2)の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて調査を進める。

再調査についても、町教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である町長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(公立の学校に係る対処)

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化や心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置など、必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、町長は児童生徒のプライバシーに配慮した上で、その結果を議会に報告する。